

温かいご支援ありがとうございました

災害復興支援金

●福島県歌謡協会 県中支部長 長尾喜代子様

8月28日に開催された「第27回福島県歌謡音楽祭」でのチャリティー寄金が、町の復興支援のために贈られました。
贈呈式は9月26日、町役場で行われ、長尾支部長から野崎町長へ浄財が手渡されました。

●矢吹磐青の会 会長 吉田キクエ様

9月11日に開催された「やぶきフロンティア祭り」で募った浄財が町へ寄せられました。
贈呈式は、10月5日町役場で行われ吉田キクエ会長から野崎町長へ贈られました。

●三鷹市花のまち交流会 参加者有志様

9月6日、三鷹市公会堂さんさん館で6月11日に開催された「花のまち交流会」（ガーデニングフェスタ2016プレイベント）で募った寄附金が、町へ寄せられました。

●三鷹市芸術協会 有志一同様

10月1・2日三鷹市芸術協会 有志一同の皆さんが矢吹町を訪れた際に町の復興支援のために野崎町長へ贈られました。

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は次のとおりです。

測定は予約制となっておりますので、事前に申し込みをしてください。（☎29-8741）なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、(きのこに限り500g)からの検体が必要です。

食品衛生法に規定する基準値	セシウム 134、137 合計値	区分	平成24年4月～
		飲料水	10 ベクレル
		一般食品	100 ベクレル

(検査日:平成28年9月1日~平成28年9月30日 総数:23件) 単位:ベクレル (Bq/kg)

今月の検査で、検出限界値を超える農産物等はありませんでした。

【野菜】 キャベツ、ササギ、サツマイモ、サトイモ、シソノミ、ジャガイモ、シュンギク、ダイコン、チンゲンサイ、ハクサイ、ハヤトウリ、ホウレンソウ、レタス
【果樹】 イチジク、クリ、ハチヤガキ【その他】 ヒマワリのタネ

【野生きのこの出荷について】

野生きのこの採取シーズンを迎えていますが、矢吹町で発生した野生きのこについては、出荷をすることが制限されていますので、取扱に十分注意して下さい。

☎ 産業振興課 農政係 ☎ (42) 2115

地方税の申告は eLTAX で!
eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅やオフィスから 複数の地方公共団体へまとめて一度に送信 eLTAXのサービスは無料

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化が始まります。
これにより、PCdeskで給与支払報告と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、届けられることとなります。

eLTAXに関する、詳しい情報はホームページをご覧ください ▶ <http://www.eitax.jp/>
ヘルプデスクへのお問い合わせ ▶ 0570-081459
eLTAXをご利用できる時間 ▶ 8:30~24:00 (土日祝、年末年始は除く) 一般社団法人 地方税電子化協議会

平成28年度新採用 (10月1日採用)

町では職員採用試験を行い、新たに1名を採用しました。町民の皆さんに信頼される職員を目指しますので、よろしくお願ひします。

▽税務課主事 小磯潤



はしか(麻しん)が流行しています!!

はしか(麻しん)が全国各地で流行しています。本県での発症者はまだ出ておりませんが、今後流行する可能性があるため、注意が必要です。

症 状 発症初期には発熱とカタル症状(咳、鼻水、眼球結膜)という風邪に似た症状が現れます。これらの症状が数日続いた後、口腔内に白い粘膜疹(コプリック斑)や赤い発疹が全身に広がります。肺炎、中耳炎等を合併することが多く、麻しん患者1,000人に1人は脳炎を合併することがあります。

潜伏期間 約10~12日

感染経路 主な感染経路として、空気感染・飛沫感染・接触(経口)感染の3つが挙げられます。

感 染 力 1人の感染者が平均何人の人に感染させるかを表す指数は1.2~1.8と極めて高いため(インフルエンザは2~3)、免疫がない人(予防接種を受けていない小さなお子さんなど)は同じ空間にいただけで感染・発症する危険が高くなります。

予 防 予防接種を行うことで、感染を防ぐことができます。
1回の接種で95%、2回の接種で99%の方が免疫をつけることができるといわれています。

予防接種を受けましょう!!

現在接種の対象となっているお子さんは早めに予防接種を受けましょう。

対象者 麻しん風しん1期 生後1歳~2歳未満のお子さん
麻しん風しん2期 年長児(H22.4.2~H23.4.1生まれ)のお子さん



☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎ (44) 2300

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は老後はもちろん不慮の事故などの万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

☎ 白河年金事務所 ☎ (27) 4161

